

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成23年9月27日

内閣総理大臣 殿

益田地区広域市町村圏事務組合
代表理事 益田市長 福原 慎太郎

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇ 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区

① 指定申請にかかる区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

益田地区広域市町村圏事務組合の管轄区域(益田市、津和野町、吉賀町)

ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

区域の全域

iii) 区域設定の根拠

益田地区広域市町村圏は島根県西部に位置しており、清流で名高い高津川の流域に発達した益田市、津和野町、吉賀町で構成されている。

「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」では「清流高津川」の流域保全を軸とし、森・里・海が連環した効果的な施策展開により、高津川流域の活性化を目指すものであることから、総合特区の区域については、益田地区広域市町村圏のエリアである益田市・津和野町・吉賀町の全域を設定する。

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

清流日本一の「高津川」を核とし「豊かな森林資源、歴史ある有機農業、多様な観光資源、県内最大のアユ漁獲量」などの地域資源を最大限に活用し、①森林林業をはじめとした地域産業の活性化、②「有機農園付き高津川型クライנגルテン」等を活用した二地域居住・定住の促進、③アユをはじめとする水産資源を活用した交流人口の拡大を進め、流域の保全と日本の原風景を取り戻し、これからの地域再生モデルを構築する。

併せて、地域住民のみならず、二地域居住者、交流に訪れた人たちがこの日本の原風景を体感し、高津川流域をふるさとと感じられるような「高津川流域ふるさと構想」を総合的に推進する。

解説

高津川は、周辺の豊かな森林に生まれ、農林水産業をはじめ流域住民の日々の暮らしの中で大切に利用してきた。

しかし、高度経済成長期以降都市部への人口流出と高齢化の進展等により、地域の基幹産業である農林水産業の減退が進んできた。特に、森林では、輸入木材の大幅な増加により、経済林としての価値が急速に低下する一方で、エネルギー利用や生活様式の変化に伴い、それまで森林の適切な管理にも繋がってきた木炭生産が減少するなど、適度な里山の利活用が後退し、いわゆる放置林を生むに至った。その結果、森林の水源涵養機能が低下し、河床の上昇とともに河川の形状にも変化が起り、アユに代表される水産資源の減少に繋がっているとも考えられている。

そうした背景から、今一度、森・里・海(川)を繋ぐ流域ぐるみの新たな施策展開が必要と考え、2004年に「高津川流域保全基本構想」を策定し、京都大学フィールド科学教育研究センターが2003年に立ち上げた「森里海循環学」の循環型環境重視型の社会づくりの考え方に学び、実践を重ねてきた。こうした動きを更に発展させ、この度の総合特区では「ふるさとの森再生」「自然と共生する里づくり」「水質日本一・高津川との共存」に繋がる各施策展開により、健全な水の循環や人と自然との豊かな触れ合いを回復し、高津川流域の二地域居住・定住人口の増加、環境保全、農林水産業・観光産業振興等を総合的に展開することにより、日本の新しい地方のあるべき姿を示し地域の創生に寄与するものである。

イ) 評価指標及び数値目標

①「森」～ふるさとの森再生～ 森林の適正な管理と生産システムの構築

評価指標:路網整備と計画的施業の推進

数値目標:木材生産量69千 m^3 (平成20年現在) → 105千 m^3 (H28年)

数値目標:製品生産量36千 m^3 (平成20年現在) → 39千 m^3 (H28年)

②「里」～自然と共生する里づくり～ 地域資源を活用した二地域居住の推進

評価指標:地域資源を活用した農村定住・交流促進

数値目標:交流人口70人(H23年7月現在) → 600人(H28年)

③「海(川)」～水質日本一・高津川との共存～ 高津川の水質浄化及び水産資源の増殖

評価指標:高津川流域の水質浄化及び川と海の水産資源の維持・増殖

数値目標:BOD平均値0.5(平成23年8月現在) → 0.5未満(H28年)

数値目標:流下アユ仔魚数29億尾(平成22年現在) → 38億尾(H28年)

ウ) 数値目標の設定の考え方

①「森」～ふるさとの森再生～目標達成に寄与する事業としては、

- ・木材生産量に寄与する事業
「壊れにくい林内路網の整備」
「計画的伐採と木材の有効活用による循環型林業の推進」
「木質バイオマス資源の活用(C級材)」
- ・製品生産量に寄与する事業
「流域木材製品の安定供給体制の構築」

(現時点で想定する各事業の寄与は下記の通り)

- ・林内路網を活用した計画的伐採により、貴重な資源を維持管理しながら必要な木材を搬出できる木材生産活動に寄与
- ・バイオマスタウン構想など地域の計画に基づく自然エネルギー活用及び森林の適正な管理に寄与
- ・高津川流域材を建築用資材や家具・建具用資材に活用することによる、森林保全の推進と地域経済に寄与

②「里」～自然と共生する里づくり～目標達成に寄与する事業としては、

- ・定住人口や交流人口の確保に寄与する事業
「クラインガルテンの整備」
「空家を活用しての二地域居住・定住の推進」を想定している。

(現時点で想定する各事業の寄与は以下の通り)

- ・有機農園付きクラインガルテンを活用した交流・定住人口の増加
- ・第二の故郷、または災害時の避難場所の確保の推進

③「海（川）」～水質日本一・高津川との共存～目標達成に寄与する事業としては、

・BOD 平均値に寄与する事業

「住民と行政との協働による高津川の水質浄化」

「廃食油の回収とBDFでの再利用」

・流下アユ仔魚数に寄与する事業

「水産資源の増殖対策」

「水生動植物が住みやすい環境整備事業」を想定している。

(現時点で想定する各事業の寄与は下記の通り)

・公共下水道等の地域における社会基盤整備の推進及び河川水質浄化に寄与

・水質浄化に対する地域住民の意識の醸成に寄与

・高津川における水産資源を増やすことによる交流人口(遊漁者・観光者)の拡大に寄与

・高津川の水産資源を活用した漁業や地域観光等経済への寄与

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

<<政策課題名>>

①「森」～ふるさとの森再生～ 森林の適正な管理と生産システムの構築

◇ 対象とする政策分野：r) 森林・林業再生

解説：①の政策課題について、高津川流域の環境保全を確保するためには、森林の整備が不可欠であるが、現状においては不在村森林所有者の増加、森林境界の不明確化の進行、担い手不足及び木材需要の低迷による木材価格の下落等が課題となって手入れの行き届かない森林が増加しつつあることから、適正な森林管理と木材の利用を通じた循環型林業を確立し、森林環境を良好な状況で維持管理していく。

<<政策課題名>>

②「里」～自然と共生する里づくり～ 地域資源を活用した二地域居住の推進

◇ 対象とする政策分野：t) まちづくり関係

解説：②の政策課題については、定住・交流・有機農業を希望する人々に対して、快適な生活環境を提供するための空家・遊休農地等の整備や流域材利用の農園付(有機農業農地を含む)住宅(クラインガルテン)の整備を行い二地域居住の推進を図り、「いわゆる半農半X的なライフスタイル」が実現可能な環境整備を進めることにより、交流・定住人口の増加に繋げていく。

また、里エリアで近年問題となっている有害鳥獣については、狩猟の免許取得の規制緩和(特例措置)など、地域一体となって取り組める体制を強化する。

<<政策課題名>>

③「海（川）」～水質日本一・高津川との共存～ 高津川の水質浄化及び水産資源の増殖

◇ 対象とする政策分野：b) 水・自然環境

解説：③の政策課題については、高津川の更なる水質浄化に努めるため、環境への負荷の少ない農業の一層の推進、広葉樹への植栽活動等、自治体をはじめ流域に生活する人々の流域保全への意識の醸成及び流域・河口部の川の水環境整備が必要である。また、天然アユ及びチョウセンハマグリ等の水産資源の増殖対策や本流にダムのない川の長所を最大限に活かした水産資源に優しい河川の効率的な整備に取り組む。

このように水質環境の整備と水産資源の増殖対策を一体的に取り組むことにより、「水質日本一」の称号を永続し、流域の活性化と交流人口の拡大に結びつける。

・政策課題間の関係性

先ず、森においては、林内路網整備を進め高性能林業機械を活用した計画的伐採を行うことにより、木材を低コストで生産することができるとともに、木材を自然エネルギー資源や里におけるクラインガルテンの整備、教育ツーリズムの推進に活用することが可能となる。

このように計画的に手入れされた森に育まれ、また、里エリアで環境のやさしい農業が推進されることにより高津川の水質浄化が進み、アユをはじめとする水産資源の維持・増殖にも繋がるものと考えられる。

高津川のアユをはじめとする水産資源は、流域に生まれ育った者にとっては、幼少の頃から慣れ親しんできた、なくてはならない資源であり、観光客・遊漁者に対しては地域ブランドとして自慢の出来る資源である。これらの水産資源を維持・増殖させることは、定住・交流人口の増加という地域活性化につながる。

また、里エリアで有害鳥獣対策を推進することは農林水産物の被害軽減に止まらず、安心して地域で暮らせる環境の維持にもつながる事柄であり、流域全体にとって重要な課題である。安心して住みやすい環境を将来の人々に継承していくことは、現在地域で生活を営んでいる人々の責任でもあり、流域の自然環境の維持・農産物生産量確保及び定住化に繋がるものである。

このように、森、里、川は有機的につながっていることから、今後水質日本一の高津川を維持し、後世に伝えるために重要なのは、河川そのものの保全のみではなく、河川へと流れ込む水を保持している森と、森から河川へとつながる里での総合的な取り組みが不可欠となる。

イ) 解決策

a) 「森」～ふるさとの森再生～ 森林の適正な管理と生産システムの構築の解決策

高津川流域でも、森林の現状を踏まえた森林整備計画を策定し、計画的森林管理と木材生産を促進することにより、循環型林業の確立を目指す。

そのためには、森林組合等が所有者による管理が困難な森林を長期的に経営管理できる契約制度の創設や保安林の伐採許可制度等の規制緩和、並びに、森林の境界確定や作業道整備への支援事業が有効である。

解説: 清流高津川を活かすためには、伐採にあたって環境面への配慮が必要であり、生産性のみを追求するのではなく、森林ごとの目標林型と伐採方法を定めるなど計画的な森林整備や主伐を進め、併せて木材需要に対応できる体制を構築する。さらに、鳥獣被害対策を進める一方、生息地となる奥山への広葉樹の植栽を推進し、鳥獣との棲み分けを図る。

また、高津川流域は、二十数年前に島根県内において初めてナラ枯れが確認された地域であり、その後全県に被害が拡大しつつある。今後も単木処理や面的伐採などによる被害防止対策を講じる。

さらに、木材生産や製材の過程において発生する枝条や端材などの未利用資源を石油に替わる環境にやさしいエネルギー資源として有効に活用していく。

b) 「里」～自然と共生する里づくり～ 地域資源を活用した二地域居住の推進の解決策

二地域居住を進めるためには、自給的な農産物生産にも対応できるような取得・賃借の下限面積を緩和するとともに、農園付(有機農業農地を含む)住宅の建設を進める上では、農地の転用について規制緩和が効果的である。

また、有害鳥獣による農作物被害を防ぐために、農業者に対し自作農地に限定した狩猟の許可等の規制緩和を実施することが必要である。

c) 「海(川)」～水質日本一・高津川との共存～ 高津川の水質浄化及び水産資源の増殖の解決策

環境へ出来るだけ負荷を与えないために有機農業をはじめとする環境にやさしい農業を流域全体で推進するとともに、一般住民の流域保全への意識の醸成が必要である。またアユ資源の増殖を図るため、①産卵親魚の保護②産卵場の整備③種苗生産・放流の強化④魚道の改修が必要である。そのためには、河川の使用及び河川に関する規制を緩和し事業の円滑化を図る。

iii) 取り組みの実現を支える地域資源等の概要

①地域の歴史や文化

高津川は、国内で唯一本流にダムのない一級河川であり、また、水源(吉賀町田野原大蛇ヶ池)が特定されている珍しい河川である。流域住民に大事にされてきたこの高津川は、平成18・19・22年度の国土交通省の水質調査において日本一に選ばれた。

この高津川は道路が整備され鉄道が開通(大正12年)するまで、長い間地域の交通・運輸の大動脈であり、この流域に益田市、津和野町、吉賀町の市街が発達してきた。河口の益田市は石見地方の中心都市として農林水産業や、繊維産業が盛んであり、中流域の津和野町は山陰の小京都と呼ばれ、多くの観光客が訪れている。

また、林業・木材産業においては、古くから製炭や鉄道の枕木、建築用材の生産が盛んに行われてきており、戦後益田市内に2つの木材市場と製材事業者による木工団地が開設され、木材、製材品の取扱量は県内でも有数の規模を誇る。拡大造林は他地域に比べて遅れたものの、昭和40年代に旧見見町で「緑の工場構想」が実践されるなど人工林も整備され、広葉樹林とともに利用可能な成熟期を迎えようとしている。

一方、流域にはブナの原生林の残る安蔵寺山を中心とした山なみが連なり、広葉樹などが四季折々に彩りを添える豊かな自然景観を有しており、魚類や鳥類の生物相も豊かである。このほかにも、日本の棚田百選の選ばれている吉賀町柿木村大井谷にある美しい農村景観や、津和野町のハナショウブや鯉と水が織りなす風景など、数多くの美しい自然景観が息づくとともに、伝統芸能石見神楽、アユの丈高漁、ハマグリ磯漁などの伝統漁法が現在まで継承されており、重要な地域資源となっている。

②地理的条件

流域の誇れる物理的条件として、平成23年度国土交通省水質検査で清流日本一となった高津川があり、全国でも本流にダムのない唯一の一級河川水系であり昔から流域の住民は、高津川を命の源として、川とともに生活を営んできた。鉄道や道路が整備されていない時代は高津川での水運により流域の産業や生活を支えた流域経済の中心であり、流域全体で自然環境を育むことにより自然の恵みである天然鮎・わさび等の地域の特産品が生み出されるなど、流域住民は高津川の恵みを受けてきた歴史があり流域住民は、生活の中で高津川の大切さを実感し、流域全体で自然環境を守っていくことを継承してきた、この歴史・意識・行動こそ全国に誇れるものと考えられる。

③社会資本の現状

圏域には、JR山陰本線、山口線が走っているほか、高津川・益田川の2つの水系沿いに幹線道路として国道9号、191号、187号、488号が走っている。また吉賀町には、中国自動車道六日市I.C.があるほか山陰自動車道も整備が進みつつある。さらに益田市には東京に直接接続している「萩・石見空港」があり、地域交通の基盤を形成している。

④地域の産業を支える企業の集積等

本区域は、豊富な森林資源を活用した木材産業が盛んであり、現在、素材生産業者が18社、木材市場が2社、製材工場が16社、チップ工場が13社、木材市場が2社存在しており、木質パルプを原材料とする化学繊維(レーヨン)工場や竹材加工工場、粉炭製造工場も存在する。

また、隣接する浜田市には、大規模な合板工場と木質バイオマスの混焼を行う火力発電所があり、圏域の素材生産業者が共同で木材を供給している。

こうした企業が連携し住宅や公共建築物へ地域材を供給するシステムを構築しており、この連携をさらに強化することにより、森林資源を多面的に活用する取り組みが推進されると考える。

⑤人材、NPO等の地域の担い手の存在等

○有機農業に関する地域の担い手等

「ゆうきびと(NPO法人)」、「エポックかきのきむら」、「有限会社 真砂」、JA西いわみ

吉賀町柿木村では30年前からいち早く「食の安全・安心と健全な地域社会づくり」を目指し、有機農業や高津川の水質保全に取り組まれてきた。また、JA西いわみでは、環境負荷の少ない減農薬・減化学肥料栽培でのヘルシー元氣米の栽培を管内全体で推進している。

こうした環境にやさしい農業を実践する担い手組織が、圏域内に多数存在することから、これらの取り組みや豊富な地域資源を活用し、高津川流域の保全を図るとともに、失われつつある「日本のふるさと」の再生を図り、二地域居住や定住につなげ、日本全体のバランスのとれた発展に寄与する先駆的な取り組みを進めている。

○高津川の水質・環境保全に関する地域のNPO 法人

アンダンテ 21 (NPO 法人)

1997 年から高津川を核としたまちづくりを進める市民団体として、地域活性化の学習会や高津川を取り巻く環境保全を中心とした川の生き物調査・どんぐりの森づくり事業・ハマグリ稚魚一斉調査等の森・里・海に関連した多様な事業を通じて、市民と協働して高津川の水質・環境保全を守る活動を展開している団体である。

⑥その他の地域資源の蓄積

○地域の資源である森林を活用して「緑の工場」構想

高津川水系匹見川上流に位置する旧匹見町(現益田市)は昭和 37 年より計画的に植林事業を展開し地域の森林資源の保護・有効活用及び雇用の場の確保を目的に「緑の工場」構想を策定し、昭和 30 年代後半に地域の資源である森林を活用して地域で生き残っていくことを全国に先駆けて実践した地域である。

○高津川のアユ

高津川のアユは県内最大の漁獲量を誇り、また、香りが高いことが有名で、高津川ブランドとして珍重され、毎年県内外から多数の遊漁者とアユ料理を求める観光客が訪れる。しかしながら、河川環境の悪化等から漁獲量はピーク時の約半分に減少しており、高津川漁協を主体として自治体、流域住民等が一体となってアユ資源の増殖に向けて取り組んできている。

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

<<「森」～ふるさとの森再生～ 森林の適正な管理と生産システムの構築>>

ア) 事業内容

- ・ 森林組合等による森林の経営・管理の代行
所有者による管理が困難な森林において路網整備と計画的施業を代行し、木材生産を推進
- ・ 壊れにくい路網の整備
機械化による効率的な木材生産と森林の適正管理を推進するため路網を整備
- ・ 計画的伐採と木材の有効利用による循環型林業の確立
木を植え、育て、伐採利用し、再び植える林業の循環システムを確立し、森林資源量を維持しながら安定的木材生産を促進
- ・ 流域木材製品の品質化、安定的な供給システムの構築
乾燥・製品開発技術の向上と販路の開拓により、付加価値の高い製品生産を推進
- ・ 「木質バイオマス資源の活用 (C 級材)」
林内に放置されている間伐材等を回収するシステムを構築し、燃料や家畜敷料等の木質バイオマスとしての製品生産を推進

イ) 想定している事業実施主体

- ・ 高津川森林組合／木材産業関係者／益田市／津和野町／吉賀町

ウ) 当該事業の先駆性

当地域では、地籍調査の遅れから森林の境界や所有者が不明な森林が多数存在し、間伐等の森林整備の推

進の支障となっているため、森林組合等が森林所有者に代わって一体的・永続的に森林を経営管理できる制度の創設することは、同様の課題を抱える地域の先駆的な取り組みとなる。

また、高津川流域の地形や環境に配慮し、現地発生材を活用した低コストで壊れにくい路網を整備することにより、林業関係者の負担軽減を図るとともに、高津川流域の環境に配慮した木材搬出体制を整えることにより、後世まで持続可能な林業づくりを行うものであり、先駆的な取り組みとなる。

林業を起点として、製材・合板・住宅・家具・関連機器メーカー・木質バイオマス等々と広範囲に及ぶ木材産業の連携強化により、「森林」という再生可能な資源を活用した低炭素型の産業構造を構築するものであり、当該事業を実施することにより雇用の拡大を図ることも可能となる先駆的な取り組みとなる。

また、流域材を活用した家・家具建具づくりや木の文化の普及啓発活動を行う「清流高津川流域を育む木の家づくり協議会」や「高津川ウッドークラフト有限責任事業組合」など新たな団体が設立されるなど、地域資源のさらなる需要拡大に向けた先駆的な取り組みが開始されている。

なお、「高津川ウッドークラフト有限責任事業組合」で制作した木工製品は本年度のグッドデザイン賞獲得を目指してエントリーしている。

エ) 関係者の合意の状況

既に壊れにくい路網整備や高津川流域材を活用した取り組みが開始されており関係者の合意は得られている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

平成 21 年度に流域での保全・活用策等をより効果的・一体的に推進するため、民間(NPO 法人を含む)と行政が参画する「清流高津川流域連絡会議」が結成され、平成 22、23 年度にはこの会議が中心となって1市2町と県で組織する広域事務組合の予算を活用し、各種団体の活動に対する「流域の自然を守り、育てる」活動に支援を行う等、熟度はある。

<<「里」～自然と共生する里づくり～ 地域資源を活用した二地域居住・定住の推進>>

ア) 事業内容

- ・高津川型ラインガルテンの整備
都市から農村への交流の場となる、農地付きの小型住宅を整備
- ・空き家を活用した二地域居住・定住の推進
区域内の空き家ネットワークを構築し情報発信を行うとともに、必要な改修を行い、交流定住の場として活用
- ・農産物の有害鳥獣対策の推進
鳥獣から農作物被害を防止する体制を整備し、安心して暮らせる定住環境を整備

イ) 想定している事業実施主体

- ・益田市／津和野町／吉賀町／有機農業従事者・地域の猟友会／清流高津川を育む木の家づくり協議会

ウ) 当該事業の先駆性

平成 21 年 3 月に「日本に健全な森をつくり直す委員会」の協力を受け、産官学による「清流高津川を育む木の家づくり協議会」が立ち上がり、平成 21 年度は林野庁、平成 22 年度は国土交通省の公募事業を活用して高津川流域を「日本のあるべき姿」へ蘇らせるための森林・木材活用を中心とした様々な活動を展開している。

さらに、有機農業にも以前から取り組みがなされているが、地域の農産物を有害鳥獣から守ることは今後の取り組みの中では極めて必要である。

また、豊富な地域資源を活用し、失われつつある「日本のふるさと」の再生を図り二地域居住や定住につなげ、日本全体のバランスのとれた発展に寄与する先駆的な取り組みを実施している。

エ) 関係者の合意の状況

3市町では各種定住対策に取り組んでおり、益田市においては、第5次益田市総合振興計画に「二地域居住の推進」が記載されている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

「清流高津川を育む木の家づくり協議会」が主体となって、モデルハウスの建設やシンポジウムの開催、整備モデル地域の選定、古民家・空き家の調査、耐震化・改修モデルの作成・情報発信を行うなど、事業実施に向けた取り組みを進めており十分な熟度がある。

<<「海（川）」 ～水質日本一・高津川との共存～ 高津川の水質浄化及び水産資源の増殖>>

ア) 事業内容

- ・住民と行政協働による高津川の水質浄化
- ・廃食油の回収とBDFでの再利用
- ・「水産資源の増殖対策」【高津川のアユ資源増殖プロジェクト】※事業内容を特記
- ・水産生物が住みやすい環境整備

イ) 想定している事業実施主体

国土交通省浜田河川事務所／島根県／中国電力／高津川漁業協同組合／益田市／津和野町／吉賀町／環境・まちづくり系 NPO 法人

ウ) 当該事業の先駆性

高津川は、国土交通省の一级河川水質調査において平成18・19・22年度と日本一となり、住民と行政協働でこの貴重な資源を後世に伝えていくための活動を行うことは先駆的と言える。

高津川漁業協同組合では、河川の水質浄化及び天然鮎の復活・再生に向けて、産卵期の全河川禁漁の実施、産卵場の整備、高津川天然親鮎を用いた種苗生産・放流に地域住民や試験研究機関と一体となって取り組み、平成22年には目標とする稚鮎の増殖に成功した。これは全国的にも先駆的な取り組みとして注目されており、継続した取組みが必要である。

また、堰堤等に設置されている魚道を魚の遡上しやすい構造とするため、他の河川に先駆けて生態系に配慮した近自然工法による魚道への改修に取り組んでいる。

エ) 関係者の合意の状況

水質浄化及び水産資源の維持・増殖については、清流高津川流域連絡会議・高津川漁業協同組合を基に、組合員や河川管理者、県や試験研究機関・流域市町・流域住民・その他経済団体等が連携して取組むことで成果を実証しており、合意形成は十分である。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

平成22年度秋には、第1次目標とする29億尾の稚鮎の増殖が確認されており、鮎資源及び漁業の再生に向けて現状の取組みを更に強化・維持することが必要である。

※特記事業【高津川のアユ資源増殖プロジェクト】

○プロジェクトの内容

産卵親魚の保護、産卵場となる瀬の整備、アユが遡上しやすい魚道を整備する。また、放流種苗の内、天然親魚を用いた地場産種苗が占める割合100%を維持・継続する。

○想定している事業実施主体

高津川漁業協同組合／島根県／益田市／津和野町／吉賀町／国土交通省浜田河川事務所／中国電力

○当該プロジェクトの先駆性

高津川のアユが減少した原因として、産卵親魚の不足と産卵場の環境悪化が考えられた。そこで、高津川漁

業協同組合では、平成20年から、産卵親魚保護のため全河川の禁漁期間を、10日間から51日間へと大幅に延長し、また、産卵時期前に関係者が集まり、産卵場の造成を行い産卵しやすい環境を整備している。こうした取り組みは県内はもとより全国的にも珍しく、その結果、平成22年には流下仔魚数(その年の親アユの資源量の指標)が、平成19年の5億尾から29億尾まで回復した。

また、堰堤等に設置されている魚道を魚の溯上しやすい構造とするため、他の河川に先駆けて生態系に配慮した近自然工法による魚道への改修に取り組んでいる。

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・農林振興協議会等負担金(措置開始年度不明/H23予算額:606千円)
 - ・益田農産物販売促進事業(H22年より措置/H23予算額:410千円)
 - ・農業後継者確保・育成事業(H23年より措置/H23予算額:500千円)
 - ・農林業担い手確保育成事業(H22年より措置/H23予算額:3,600千円)
 - ・高津川流域産木材活用事業(H22年より措置/H23予算額:4,500千円)
 - ・林業振興補助金(H16年より措置/H23予算額:3,600千円)
 - ・さんらいず農業推進対策事業(H19年より措置/H23予算額:239千円)
 - ・益田市水田農業推進協議会補助金(H19年より措置/H23予算額:4,000千円)
 - ・赤瓦の町並整備事業(H21年より措置/H23予算額:9,000千円)
 - ・高津川漁業振興協議会負担金等(S42年より措置/H23予算額:1,258千円)
 - ・流域木材活用住宅等支援事業(H22年より措置/H23予算額:1,750千円)
 - ・津和野モリ券事業(H23年より措置/H23予算額/1,004千円)
 - ・空き家活用集落担い手確保事業(H23年より措置/H23予算額:2,500千円)
 - ・狩猟免許取得補助金交付事業(H23年より措置/H23予算額:200千円)
 - ・狩猟免許取得費補助金交付事業(H22年より措置/H23予算額:255千円)
 - ・狩猟免許等更新経費軽減事業(H23年より措置/H23予算額:1,342千円)
- 合計16件、34,764千円

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- 平成3年4月 「益田地区ふるさと市町村計画」策定(益田地区広域市町村圏事務組合)
- 平成11年12月「益田市の河川を美しくする条例」制定
- 平成13年3月 「第2次益田地区ふるさと市町村計画」策定(益田地区広域市町村圏事務組合)
- 平成16年1月 高津川流域の保全に関する基本構想「高津川流域保全基本構想」策定(益田地区広域市町村圏事務組合)
- 平成20年9月 「津和野町環境保全条例」制定
- 平成23年4月 「第3次益田地区ふるさと市町村計画」策定(益田地区広域市町村圏事務組合)

c) 地方公共団体等における体制の強化

- 昭和45年10月「益田地区広域市町村圏事務組合同規約」制定
- 平成19年4月 「高津川流域保全プロジェクト(4箇年)」発足
- 平成21年10月「清流高津川流域連絡会議」設立
- 平成23年6月 「清流高津川流域連絡会議」を当該事業の地域協議会として位置づけ

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

益田地区広域市町村圏事務組合により、高津川流域の環境保全、自然環境教育等、圏域の振興に資する活動を行うNPO法人等に対し当該組合の基金により補助金を支出。

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

数値目標 「森」～ふるさとの森再生～ 森林の適正な管理と生産システムの構築
:毎年度末に評価実施予定

数値目標 「里」～自然と共生する里づくり～ 地域資源を活用した二地域居住の推進
:毎年度末に評価実施予定

数値目標 「海」～水質日本一・高津川との共存～ 高津川の水質浄化及び水産資源の増殖
:毎年度末に評価実施予定

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

年度末または翌年度の早い時期に地域協議会を開催し、各実施主体が自己評価を行った事項について意見を求め、反映させる。

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

②の地域協議会の意見を反映した事後評価を元に、圏域内の各市町ごとに住民に向けてHPや市報、町報などで周知を図り、意見を求め、反映させる。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

平成 23 年度:地域協議会設立、指定申請書提出、部会立ち上げ
各部会による事業内容の工程表作成
事後評価の実施

平成 24 年度:地域協議会開催、当該年度実施予定事業の報告(年度当初)、中間報告(年度途中)
各部会で事業展開(年度内)
事後評価の実施

平成 25 年度:地域協議会開催、当該年度実施予定事業の報告(年度当初)、中間報告(年度途中)
各部会で事業展開(年度内)
事後評価の実施

イ) 地域協議会の活動状況

開催時期	会議名称・会議内容等
H16年 1月	高津川流域の保全に関する基本構想「高津川流域保全基本構想」策定 (益田地区広域市町村圏事務組合)
H21年 8月	「清流高津川流域連絡会議」設立に向けた関係者協議 (益田地区広域市町村圏事務組合、関係市町、県)
H21年 9月	「清流高津川流域連絡会議」設立に向けた関係者協議 (益田地区広域市町村圏事務組合、関係市町、県)
H21年 10月	「清流高津川流域連絡会議」設立、会議開催(第1回) ・当初構成員 【会員】 ○市町: 益田市長、津和野町長、吉賀町長 ○県: 西部県民センター所長、西部農林振興センター所長、浜田水産事務所長 ○団体: 高津川漁業協同組合代表理事組合長、西いわみ農業協同組合代表理事組合長、高津川森林組合代表理事組合長、JFしまね益田支所長、益田商工会議所会頭、美濃商工会会長、津和野町商工会会長、吉賀町商工会会長 ○企業: 山陰合同銀行益田支店長、中国電力株式会社益田電力所長 【オブザーバー】 ○国土交通省浜田河川国道事務所高津川出張所、県益田県土整備事務所

	<p>【事務局】</p> <p>○益田地区広域市町村圏事務組合</p> <p>・設立目的</p> <p>益田市、津和野町及び吉賀町の共通財産である高津川の流域の保全と、益田圏域の活性化を図るため、①高津川流域の貴重な資源に関する情報交換及び発信に関すること。②高津川流域の保全と益田圏域の活性化に関する協議及び連携に関すること。を実施。</p>
H21年11月	<p>「清流高津川流域連絡会議幹事会」開催(第1回)</p> <p>※清流高津川流域連絡会議の下部組織</p>
H22年4月	<p>「清流高津川流域連絡会議幹事会」開催(第2回)</p> <p>新たに民間活動団体としてNPO 法人アンダンテ21、芸術文化センターグラントワが参画</p>
H22年9月	<p>「清流高津川流域連絡会議幹事会」開催(第3回)</p>
H23年4月	<p>「益田地区広域市町村圏事務組合企画調整委員会」開催(第1回)</p> <p>・構成員</p> <p>○益田市、津和野町、吉賀町企画、農林、産業担当課員、島根県</p> <p>・目的</p> <p>ふるさと市町村圏計画の策定、同計画に基づく事業の企画・立案及び調整、並びに高津川流域の保全及び圏域の活性化に関する事務の円滑な推進を図る。</p> <p>※当該委員会において担当レベルでの総合特区に係る各市町間の目線あわせ、情報共有を実施</p>
H23年5月	<p>「益田地区広域市町村圏事務組合企画調整委員会」開催(第2回)</p>
H23年5月	<p>総合特区に係る意見交換会開催(専門部会立ち上げ準備会としての位置づけ)</p> <p>・出席者</p> <p>○作家 天野礼子、京都大学名誉教授 竹内典之、銘建工業(株)代表取締役中島浩一郎、ITC グリーン&ウォーター(株)、流域市町企画、農林、水産担当課、島根県ほか</p>
H23年6月	<p>「清流高津川流域連絡会議幹事会」開催(第4回)</p> <p>清流高津川流域連絡会議を総合特別区法に基づく地域協議会と位置づけることを提案。</p>
H23年6月	<p>「益田地区広域市町村圏事務組合企画調整委員会」開催(第3回)</p>
H23年6月	<p>「清流高津川流域連絡会議幹事会」開催(第5回)(第1回地域協議会)</p> <p>清流高津川流域連絡会議を総合特別区法に基づく地域協議会と位置づけ。</p>
H23年7月	<p>清流高津川流域連絡会議に民間団体等を加え、5部会を設置、検討会開催(各部会の構成員については別紙参照)</p> <p>・部会構成</p> <p>有機農業の推進部会</p> <p>地域資源を活用した二地域居住の推進部会</p> <p>清流高津川の水質浄化及び水産資源の推進部会</p> <p>自然エネルギー利用推進部会</p> <p>森林の適正な管理と地域木材の生産拡大の推進部会</p> <p>※各部会での検討の結果、有機農業の推進部会については、計画全体に関わる事項として整理し、以降4部会構成で進めることとした。</p>
H23年7月	<p>「益田地区広域市町村圏事務組合企画調整委員会」開催(第4回)</p>
H23年8月	<p>「清流高津川流域連絡会議幹事会」開催(第6回)(第2回地域協議会)</p>
H23年8月	<p>「清流高津川流域連絡会議」開催(第3回)</p>

別添 4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面

島根県 益田市、津和野町、吉賀町全域

赤枠で囲んだ区域。



「森里海連環 高津川ふるさと構想」特区

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成23年9月27日

内閣総理大臣 殿

益田地区広域市町村圏事務組合
代表理事 福原 慎太郎

総合特別区域法第10条第1項（第33条第1項）の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名

益田地区広域市町村圏事務組合

2 提案内容

別表のとおり

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名 益田地区広域市町村圏事務組合

提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄	提案事項名	現行の規制・制度 の概要と問題点	改善提案の具 体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制 ・制度の所管 ・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	森林の利用、経営・管理のための長期契約制度(50年を想定)の創設	所有者による管理が困難な放置森林が増加しており、管理を代行する事業体が必要とされている。	所有者以外が長期にわたり森林の経営管理を代行する仕組みづくりを行うために必要な措置	放置森林等を管理する体制をつくり、森林の適正整備と木材生産を促進するため	「森」～ふるさとの森再生～森林の適正な管理と生産システムの構築	計画的な森林管理と木材生産	森林法改正、特例法の制定	林野庁	○					
	壊れない作業路網整備	-	森林の適正な管理と木材生産活動を推進するため、作業を効率的に実施できる作業路網を整備する。また、長期間の使用に耐えられるよう、メンテナンスコストの低い壊れにくい線形・構造の作業道を開設する。	放置森林等を管理する体制をつくり、森林の適正整備と木材生産を促進するため	「森」～ふるさとの森再生～森林の適正な管理と生産システムの構築	-	-	林野庁			○			

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名 益田地区広域市町村圏事務組合

提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄	提案事項名	現行の規制・制度 の概要と問題点	改善提案の具体 的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制 ・制度の所管 ・関係官庁	区分				
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
	保安林に関する 許可規制の緩和	保安林内伐採許可申請について、年4回の伐採制限公表が行われ、6月、9月、12月、2月の各1ヶ月の期間しか受付がなされない。	伐採許可申請を 通年で受付が できるように措置 することにより、ナ ラ枯れ被害防止 に即座に対応が 可能となる。	木材の生産・更新 やナラ枯れ被害 対策等を効率的 に進めるため	「森」～ふるさとの 森再生～ 森林の適正な管 理と生産システム の構築	計画的な森林管 理と木材生産	森林法	林野庁	○				
		保安林作業許可 手続きについて、 継続的に使用す る作業道について も5年毎に更新す るよう義務づけら れている。	作業道の作業許 可の更新につい て、現在の5年の 更新期間を延長 するとともに更新 時の書類の簡素 化等を図る。	手続きを簡素化 することにより効 率的な森林管理 を促す。					○				
	木質バイオマス利 用に関する規制 緩和	事業で発生した木 質系の廃棄物が 全て産業廃棄物 として扱われてい る。	木質バイオマス燃 料として利用可能 な、有害物質を含 まない廃棄物に 対して、産業廃棄 物扱いとせず、木 質燃料として使用 する。	有害物質が含ま れない木質系廃 棄物を燃料とし て使用すること により、燃料代の 低減が図れるほ か、資源の有効 活用も図れるた め。	木質系廃棄物が 有害物質を含ん でいるものと含 んでいないもの で分別されてい ないため、燃料 として使用した 場合、燃焼灰が 有害物質を含ん だ産業廃棄物と なってしまう。	有害物質を含ま ないピュアな木 質廃棄物を分別 することにより、 産業廃棄物とし てではなく、有 効な木質燃料と して取り扱う。	廃棄物処理及 び清掃に関する 法律	環境省	○				

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名 益田地区広域市町村圏事務組合

提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄	提案事項名	現行の規制・制度 の概要と問題点	改善提案の具体 的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制 ・制度の所管 ・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	木質バイオマス利用に関する規制緩和	木質バイオマスボイラで発生した燃焼灰は、基本的に産業廃棄物とされている。	木質バイオマス利用(チップボイラー等)で発生する灰を産業廃棄物から適応除外する	有害物質が含まれない、ピュアな木質のチップ・ペレットを使用するボイラーで発生する灰は、有害物質を含まない有用な地域資源であることから、農地の土壌改良等に活用したいため。	事業所で発生した燃焼灰は、燃料の成分を問わず、基本的に産業廃棄物とされており、処分対応に苦慮している。	循環型社会の構築を考えると、有害物質の含まれない100%木質燃料の灰であれば、農地等への利用が出来る有用な資源であるため、産業廃棄物の適用除外とする。	廃棄物処理及び清掃に関する法律	環境省	○					
	木質バイオマス利用に関する規制緩和	大気汚染防止法第16条の規定により、ばい煙排出者は、ばい煙量の測定が義務づけられている。	木質バイオマス施設における、ばい煙等の測定に係る検査項目の緩和	燃料の成分が特定され、有害物質を含まない木質チップやペレットを使用したボイラーからのばい煙は、発生する成分も少ないため、検査項目を緩和することができると考える。	大気汚染防止法第16条の規定に基づき、毎年ばい煙測定検査を実施しているが、木質燃料の場合、発生しないと考えられる成分の検査まで行っている。	燃焼させる木質燃料の成分検査を行い、ばい煙に含まれない成分の検査項目については、検査項目から除外する。	大気汚染防止法	環境省	○					
	農地転用の緩和	農園付き住宅(クラインガルテン)を整備する上で、農用地区域の転用が原則できない	農園付き住宅(クラインガルテン)を整備する上で、必要な農地の転用に関する規定の緩和	二地域居住推進のため	地域資源を活用した二地域居住の推進	流域材利用の農園付き住宅(クラインガルテン)の整備を行い二地域居住の推進を図り、交流、定住人口の増加につなげる	農地法第五条	農林水産省	○		○			

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名 益田地区広域市町村圏事務組合

提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄	提案事項名	現行の規制・制度 の概要と問題点	改善提案の具体 的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制 ・制度の所管 ・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	農地に係る権利 取得後面積の下 限の緩和	農地法施行規則 で、農業委員会が 定める農地の権 利取得後面積(別 段面積)が十アール以上となっている	二地域居住者 が、自給的農産 物生産を希望した 場合、十アール未 満の農地でも権 利取得ができるよ うにする	二地域居住推進 のため	地域資源を活用し た二地域居住の 推進	二地域居住を推 進するためには、 自給的な農業生 産にも対応できる ような取得・賃借 の下限面積を緩和 する	農地法施行規 則第二十条の 二	農林水産省	○					
	自作農地におけ る有害鳥獣捕獲 に関する規制緩和	有害鳥獣捕獲 は狩猟免許を所持し、制度のもと で許可されている ため、現在、自作 地であっても農家 が捕獲することが できない。	中山間地域に住 む農家が鳥獣被 害防止のため、一 定要件の基で捕 獲ができるように 鳥獣法の規制を 緩和を求める。	農地、山林の荒 廃とともに農作物 への有害鳥獣被 害が拡大している が、現在、農家自 らが捕獲すること ができない。	狩猟免許の取得、 猟銃所持許可更新 経費が高額から従 事者の農地の自己 防衛に係る経費の 軽減、農業生産拡大 のため、自作農地 内における狩猟捕 獲要望が寄せら れている。	4月～10月ま での栽培、収穫期 間(狩猟期間は除 く)、農業者が所 定の講習研修を 経て、自作農地を 守る目的で箱わ なの設置を行える よう措置する。	鳥獣の保護及 び狩猟の適正 化に関する法律	農林水産省	○					
	猿の有害捕獲に 関する規制緩和	法施行規則第 10条第3項の運用 により、ライフル 銃の使用が左右 される。	ライフル銃で猿 の駆除を行うため の鳥獣法の規制 を緩和を求める。	猿の駆除につい て、有効な方法が なく、害をなす頭 数も増加している ため、ライフル銃 により駆除し、収 穫期間内の被害 防止を図る。	平成22年度ま で、ライフル銃に よる猿捕獲を警察 も認めてきたが、 今年度より禁止を 通告され、対応に 苦慮している。	中山間地域にお けるサルによる農 作物被害が深刻 化しており、ライ フル銃での駆除が 行えるよう措置す る。	鳥獣の保護及 び狩猟の適正 化に関する法律	農林水産省	○					

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名 益田地区広域市町村圏事務組合

提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄	提案事項名	現行の規制・制度 の概要と問題点	改善提案の具体 的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制 ・制度の所管 ・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	猿被害の防止に 関する規制緩和	平成19年度、動物愛護管理法に基づく基準の改正により、モンキー犬を公認されたが、飼い主が必要であり、不在時の対応が問題である。	中山間地域の集落における有害鳥獣対策を強化するため、昼間に限り、モンキー犬を放し、猿を追い払いできる基準の改正を求める。	集落の高齢化に伴う通院者の増加や兼業化により、昼の間、猿の追い払い等ができない状況にあり、人に代わり対応をするモンキー犬が必要とされている。	電気柵や花火による威嚇などを実施してきたが、猿が慣れ、被害防止につながっておらず、人が不在のときの被害防止策がない。	中山間地域におけるサルによる農作物被害が深刻化しており、一定の条件のもとで、モンキー犬を昼間放し飼いが行えるように措置する。	動物愛護管理法	農林水産省	○					
	銃の所持、更新に 関する規制緩和	平成21年度に法改正がなされ、精神保健指定医等による診断書を添付が義務化され、銃猟免許資格者の減少に拍車をかけている。	中山間地域における鳥獣被害防止のため一定要件の基で銃刀法の規制を緩和を求める。	狩猟用の銃による犯罪発生により、規制は強化され、また、有害鳥獣駆除班の高齢化により、銃猟免許資格者が減少することで、有害鳥獣駆除に支障が出始めている。	精神科医の診断書の添付が義務付けられたことで、有害鳥獣駆除班の銃猟者の精神的な負担が増え、資格者の減少に歯止めがかからないとの猟友会からの意見が多く寄せられている。	市町村の駆除班に在籍し、市町村が推薦することを条件に、精神科医の診断書の免除、更新期間の延長を実施する。	銃砲刀剣類所持等取締法	農林水産省	○					
	河川の使用及び 河川に関する規 制の緩和	河川法により河川管理者以外のもものが河川で工事等を施工する場合、河川管理者の承認及び許可が必要となる。	河川法における、許可手続きの簡素化を求める。	水産資源の増殖に係る行為を速やかに実施できる体制を構築するため。	高津川の水質浄化及び水産資源の増殖	河川法における、許可手続きを届出制として事業の円滑化を図る。	河川法	国土交通省	○					

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名 益田地区広域市町村圏事務組合

提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄	提案事項名	現行の規制・制度 の概要と問題点	改善提案の具体 的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制 ・制度の所管 ・関係官庁	区分				
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
	魚道改修事業	-	遡上が困難な魚道 を調査し、「水辺のこわざ」 等の簡易的な手法により、 順次改修していく	天然遡上アユの生息域の 拡大と成育環境の健全化 により、資源の増殖を図る	高津川の水質浄化及び水産 資源の増殖	-	-	水産庁			○		
	産卵場造成事業	-	重機により滞筋形成、砂の 除去、人力による均し作業、 河床の状況により砂礫の投入 等の作業を行う	産卵可能面積を確保し、より 多くの産卵を促し、確実に着 床させることで、流下仔魚の 増加を図り資源増殖に繋げる	高津川の水質浄化及び水産 資源の増殖	-	-	水産庁			○		
	産卵場再生事業	-	消失したアユ産卵場を調査し、 消失原因の解明と再生方法の 検討設計、実証実験後の検証 と現産卵場の造成方針の検討 を行う	消失したアユ産卵場を再生さ せ、その検証を基として現産 卵場の改善を行い資源の増殖 を図る	高津川の水質浄化及び水産 資源の増殖	-	-	水産庁			○		
	深井戸設置事業	-	アユ育成施設において、年間 を通じて一定温度の育成用水 確保のため、深い位置の水脈 までボーリング掘削を行う	安定した水温の育成用水を確 保することで、放流種苗を安 定生産させ資源の増殖を図る	高津川の水質浄化及び水産 資源の増殖	-	-	水産庁			○		

※区分欄には、該当する区分に「○」を記載して下さい。

別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	清流高津川流域連絡会議幹事会
地域協議会の設置日	平成23年6月8日
地域協議会の構成員	別紙「清流高津川流域連絡会議幹事会名簿」のとおり
協議を行った日	平成23年6月8日
協議の方法	協議会の開催
協議会の意見の概要	1. 総合特区制度の概要から、金融機関の参画を要する。 2. 総合特区制度の申請にあたり、中国電力の参画を要する。
意見に対する対応	1. については、島根県の指定金融機関「山陰合同銀行」を協議会会員として追加。 2. については、「中国電力株式会社」を協議会会員として追加。

地域協議会の名称	清流高津川流域連絡会議幹事会
地域協議会の設置日	平成23年6月8日
地域協議会の構成員	別紙「清流高津川流域連絡会議幹事会名簿」のとおり
協議を行った日	平成23年6月30日
協議の方法	協議会の開催
協議会の意見の概要	1. 申請内容の充実を図るため取組みの種別毎に部会を設けること。
意見に対する対応	1. については、申請内容の構築にあたり地域協議会の下部組織として事業項目ごとに分けた5つの「専門部会」を設置した。

地域協議会の名称	専門部会Ⅳ「清流高津川の水質浄化の推進と水産資源の増進」
地域協議会の設置日	平成23年6月8日
地域協議会の構成員	別紙「森里海連環学 高津川流域ふるさと構想専門部会名簿」のとおり
協議を行った日	平成23年7月11日
協議の方法	会議の開催
協議会の意見の概要	1. 清流「高津川」の水質浄化の推進と水産資源の増進について、これまで圏域で行われている各種事業等を勘案し、申請書に盛り込むべき内容を精査した。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ指定申請書に記載した。

地域協議会の名称	専門部会Ⅰ「地域資源を活用した二地域居住の推進（定住の確保）」
地域協議会の設置日	平成23年6月8日
地域協議会の構成員	別紙「森里海連環学 高津川流域ふるさと構想専門部会名簿」のとおり
協議を行った日	平成23年7月13日
協議の方法	別紙「森里海連環学 高津川流域ふるさと構想専門部会名簿」のとおり
協議会の意見の概要	1. 地域資源を活用した二地域居住の推進（定住の確保）について、これまで圏域で行われている各種事業等を勘案し、申請に盛り込むべき内容を精査した。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ指定申請書に記載した。

地域協議会の名称	専門部会Ⅱ「森林の適正な管理と地域林材の生産拡大と推進」
地域協議会の設置日	平成23年6月8日
地域協議会の構成員	別紙「森里海連環学 高津川流域ふるさと構想専門部会名簿」のとおり
協議を行った日	平成23年7月14日
協議の方法	会議の開催
協議会の意見の概要	1. 森林の適正な管理と地域林材の生産拡大と推進について、これまで圏域で行われている各種事業等を勘案し、申請に盛り込むべき内容を精査した。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ指定申請書に記載した。

地域協議会の名称	専門部会Ⅴ「スマートグリッドを視野に入れた自然エネルギー利用の推進」
地域協議会の設置日	平成23年6月8日
地域協議会の構成員	別紙「森里海連環学 高津川流域ふるさと構想専門部会名簿」のとおり
協議を行った日	平成23年7月14日
協議の方法	会議の開催
協議会の意見の概要	1. スマートグリッドを視野に入れた自然エネルギー利用の推進について、これまで圏域で行われている各種事業等を勘案し、申請に盛り込むべき内容を精査した。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ指定申請書に記載した。

地域協議会の名称	専門部会Ⅲ「有機農業の推進」
地域協議会の設置日	平成23年6月8日
地域協議会の構成員	別紙「森里海連環学 高津川流域ふるさと構想専門部会名簿」のとおり
協議を行った日	平成23年7月15日
協議の方法	会議の開催
協議会の意見の概要	1. 有機農業と有害鳥獣対策について、これまで圏域で行われている各種事業等を勘案し、申請に盛り込むべき内容を精査した。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ指定申請書に記載した。

地域協議会の名称	専門部会Ⅱ「森林の適正な管理と地域林材の生産拡大と推進」
地域協議会の設置日	平成23年6月8日
地域協議会の構成員	別紙「森里海連環学 高津川流域ふるさと構想専門部会名簿」のとおり
協議を行った日	平成23年7月19日
協議の方法	会議の開催
協議会の意見の概要	1. 森林の適正な管理を行う上で、森林所有の境界を明確にしなければならない。また、所有者が判明しても放置されているケースが多く管理を代行できる制度作りを提案すべき。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ指定申請書及び規制の特例措置等の提案書に記載を追加した。

地域協議会の名称	専門部会Ⅰ「地域資源を活用した二地域居住の推進（定住の確保）」
地域協議会の設置日	平成23年6月8日
地域協議会の構成員	別紙「森里海連環学 高津川流域ふるさと構想専門部会名簿」のとおり
協議を行った日	平成23年7月20日
協議の方法	会議の開催
協議会の意見の概要	1. 高津川型ラインガルテンの整備にあたり、必要な農地の転用に関する規定の緩和が必要となる。また、自給的な農業生産にも対応できるよう農地取得後面積の下限を緩和できるよう提案すべき。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ指定申請書及び規制の特例措置等の提案書に記載を追加した。

地域協議会の名称	専門部会Ⅴ「スマートグリッドを視野に入れた自然エネルギー利用の推進」
地域協議会の設置日	平成23年6月8日
地域協議会の構成員	別紙「森里海連環学 高津川流域ふるさと構想専門部会名簿」のとおり
協議を行った日	平成23年7月21日
協議の方法	会議の開催
協議会の意見の概要	<p>1. 木質バイオマス燃料について、製材所などで発生した木質系廃棄物は、産業廃棄物とされるが有害物質を含まない蓋然性が高く有効な木質燃料として利用できるように提案すべき。</p> <p>2. 木質バイオマスボイラで発生した灰は、燃料の成分を問わず産業廃棄物扱いとされる、循環型社会の構築を考えると有害物質が含まれない100%木質燃料の灰であれば農地等への利用もできる資源であるため産業廃棄物の適用除外とするよう提案すべき。</p>
意見に対する対応	<p>1. については、意見を踏まえ指定申請書及び規制の特例措置等の提案書に記載を追加した。</p> <p>2. については、意見を踏まえ指定申請書及び規制の特例措置等の提案書に記載を追加した。</p>

地域協議会の名称	専門部会Ⅲ「有機農業の推進」
地域協議会の設置日	平成23年6月8日
地域協議会の構成員	別紙のとおり
協議を行った日	平成23年7月22日
協議の方法	別紙「森里海連環学 高津川流域ふるさと構想専門部会名簿」のとおり
協議会の意見の概要	<p>1. 有害鳥獣対策について、有害鳥獣対策は駆除等行うわけだが、森林の適正な管理を行うことで動物を森に還していくという理念が必要である。</p>
意見に対する対応	<p>1. については、意見を踏まえ指定申請書に記載を追加した。</p>

地域協議会の名称	「専門部会」部会長会議
地域協議会の設置日	平成23年6月8日
地域協議会の構成員	別紙「森里海連環学 高津川流域ふるさと構想専門部会名簿」のとおり
協議を行った日	平成23年8月10日
協議の方法	会議の開催
協議会の意見の概要	1. これまで取組みの種別ごとに分けた5つの専門部会で、申請内容の構築を行ってきたが森里海連環学のテーマに沿い「森」「里」「海」でまとめた形で指定申請書を記載すべき。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ指定申請書に清流高津川流域連絡会議幹事会に諮ることとした。

地域協議会の名称	清流高津川流域連絡会議幹事会
地域協議会の設置日	平成23年6月8日
地域協議会の構成員	別紙のとおり
協議を行った日	平成23年8月11日
協議の方法	協議会の開催
協議会の意見の概要	1. これまで取組みの種別ごとに分けた5つの専門部会で、申請内容の構築を行ってきたが森里海連環学のテーマに沿い「森」「里」「海」でまとめた形で指定申請書を記載すべき。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ指定申請書に反映した。

地域協議会の名称	清流高津川流域連絡会議
地域協議会の設置日	平成23年6月8日
地域協議会の構成員	別紙「清流高津川流域連絡会議会員名簿」のとおり
協議を行った日	平成23年8月17日
協議の方法	協議会の開催
協議会の意見の概要	1. 水産資源の増殖について、具体的な解決策に仔魚を殖やす取組みが必要である。 2. 「森」の取組みについて、人工林の整備活用に重点が置かれているが広葉樹の活用も必要である。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ指定申請書及び規制の特例措置等の提案書に記載を追加した。 2. については、意見を踏まえ指定申請書に記載を追加した。

清流高津川流域連絡会議会則

(目的及び設置)

第1条 益田市、津和野町及び吉賀町（以下、「益田圏域」という。）の共通財産である高津川の流域の保全と、益田圏域の活性化を図るため、清流高津川流域連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 高津川流域の貴重な資源に関する情報交換及び発信に関すること。
- (2) 高津川流域の保全と益田圏域の活性化に関する協議及び連携に関すること。

(会員)

第3条 会議の会員は、別表第1に掲げる職にある者とする。

(役員)

第4条 会議に会長1名及び副会長1名を置き、会員の互選により選出する。

- 2 会長は会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(オブザーバー)

第7条 会議に、オブザーバーとして別表第2に掲げる職にある者を置き、助言及び意見を求めるものとする。

(関係者の出席)

第8条 その他、会議の必要に応じ関係者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第9条 会議の所掌事務に関する協議、研究を行うため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の幹事は、別表第3に掲げる職にある者とする。
- 3 第4条から前6条までの規定は、幹事会に準用する。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、益田地区広域市町村圏事務組合企画振興課において処理する。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成21年10月20日から施行する。

別表第1 (第3条) 会員

団 体 名	職 名	氏 名
益田市	市 長	福 原 慎太郎
津和野町	町 長	下 森 博 之
吉賀町	町 長	中 谷 勝
島根県西部県民センター	所 長	楫 野 弘 和
〃 西部農林振興センター	所 長	景 山 弘 一
〃 西部農林振興センター益田事務所	所 長	中 村 純 一
〃 浜田水産事務所	所 長	竹 森 昭 夫
高津川漁業協同組合	代表理事組合長	石 川 雅 基
西いわみ農業協同組合	代表理事組合長	橋 本 正 嗣
高津川森林組合	代表理事組合長	山 根 哲 朗
漁業協同組合 J F しまね益田支所	支所長	橋 村 祐 次
益田商工会議所	会 頭	島 田 憲 郷
美濃商工会	会 長	佐々木 惠 二
津和野町商工会	会 長	椿 康 隆
吉賀町商工会	会 長	岩 上 武 史
島根県芸術文化センター	センター長	澄 川 喜 一
NPO法人 アンダンテ 2 1	理事長	廣 兼 義 明
山陰合同銀行益田支店	支店長	村 上 太
中国電力株式会社益田電力所	所 長	沖 祥 一

別表第2 (第7条) オブザーバー

職 名	氏 名
国土交通省高津川出張所長	柳 井 祐 次
島根県益田県土整備事務所長	斎 藤 一 文

別表第3 (第9条) 幹事

職 名	氏 名
益田市経営企画部政策企画課長	竹 内 俊 二
〃 〃 地域振興課長	山 本 裕 士
〃 産業経済部 農林水産課長	長谷川 有 三
〃 〃 産業支援センター長	河 上 信 男
〃 〃 文化交流課長	原 伸 二
津和野町 地域振興課長	久 保 睦 夫
〃 〃 商工観光課長	長 嶺 清 見
〃 〃 農林課長	田 村 津与志
吉賀町 企画課長	赤 松 寿 志
〃 〃 産業課長	坂 田 浩 明
島根県西部県民センター総務企画部地域振興グループ課長	畑 山 経 弘
〃 〃 商工労政事務所長	得 能 昌 信
島根県西部農林振興センター総務企画部総合振興スタッフ調整監	田 邊 裕 彦
〃 〃 益田事務所農業普及部鹿足地域振興グループ課長	小 林 正 紀
〃 〃 益田事務所林業部林業普及グループ課長	吾 郷 誠 治
〃 〃 浜田水産事務所水産グループ課長	来 間 淳 一
高津川漁業協同組合事業課長	斎 藤 靖
西いわみ農業協同組合営農部販売流通課	川 上 幸 夫
高津川森林組合参事	栗 山 昭 治
漁業協同組合 J F しまね益田支所販売課長	栗 林 雄 二
益田商工会議所事務局長	松 本 孝
美濃商工会事務局長	三 浦 恭 嗣
津和野町商工会事務局長	大 庭 世 界
吉賀町商工会事務局長	谷 尻 賢 二
島根県芸術文化センター 副センター長	小 池 隆 之
NPO法人 アンダンテ 2 1 理事長	廣 兼 義 明
益田地区広域市町村圏事務組合 企画振興課長	中 島 浩 二

森里海連環 高津川流域ふるさと構想専門部会構成員名簿

部 会	益田市	津和野町	吉賀町	経済・民間団体	県
内 容					
I 地域資源を活用した二地域居住の推進(定住の確保) <input type="checkbox"/> 地域林材を活用したクラインガルデンの設置 <input type="checkbox"/> 古民家再生の推進 <input type="checkbox"/> 地域の魅力を創出するイベント等の実施	地域振興課:山下和也 匹見経済課:田代信行 農林水産課:田中良和 ◎	地域振興課:大山優子 農林課:桑原正勝	産業課:糟谷通輔 企画課:堀野真一	清流高津川木の家づくり協議会:山根哲朗 赤雁の里:渡辺哲朗 高津川フレンドリバー協議会:檜谷邦茂 山陰合同銀行益田支店:村上 太	県民センター地域振興グループ:竹本 亮 農林振興センター:佐藤 隆(益田)
II 森林の適正な管理と地域林材の生産拡大の推進 <input type="checkbox"/> 木材生産団地化の推進(路網整備と計画的伐採) <input type="checkbox"/> 地域林材の集積・製材システムの構築 <input type="checkbox"/> 不在地主が所有する固定資産の活用 <input type="checkbox"/> 流域材を活用した新たな特産品開発	農林水産課:柳井将臣 匹見経済課:藤井雅彦	農林課:村上久富	産業課:斎藤慎吾	高津川森林組合:栗山昭治 ◎ 島根県木材協会益田支部:西迫洋暢 島根県木材協会鹿足支部:洗川武史 高津川ウッドクラフト事業組合:津田成弥	林業普及グループ:吾郷誠治(益田)
III 有機農業の推進 <input type="checkbox"/> 島根オーガニックアカデミー構想との連携 <input type="checkbox"/> 有機農業実践者による指導体制づくり <input type="checkbox"/> 有機野菜等を食材とした農村レストラン推進 <input type="checkbox"/> 有害鳥獣対策の推進	農林水産課:久城 悟	農林課:三浦香織 農林課:俵 知巳	産業課:松田賢也(鳥獣) 産業課:大庭克彦(有機)	ゆうきびと:福原圧史 ◎ 北仙道地区振興センター:波田稔和 JA西いわみ:田中聖司(吉賀経済センター) JA西いわみ:岡崎 博(営農センター) 有限会社 真砂:岩井賢朗	鹿足地域振興グループ:小林正紀 (有機農業関係) 総務・鳥獣スタッフ:海老谷 透 (有害鳥獣関係)
IV 清流「高津川」の水質浄化の推進と水産資源の増進 <input type="checkbox"/> 近自然工法を取り入れた頭首工等の改修 <input type="checkbox"/> 鮎産卵場の整備と鮎種苗生産施設の改善 <input type="checkbox"/> 市民参加による河川浄化活動の推進	農林水産課:山崎孝徳	農林課:田村津与志 ◎	産業課:坂田浩明	高津川業協:斎藤 靖 JFLまね:栗林雄二 アンダンテ21:広兼義明	浜田水産事務所:来間淳一
V スマートグリッドを視野に入れた自然エネルギー利用の推進 <input type="checkbox"/> 小水力発電導入の検討 <input type="checkbox"/> 「自然エネルギー協議会」と連携したメガソーラー導入の検討 <input type="checkbox"/> 木質バイオマスの利活用の促進	政策企画課:澄川武寿 産業支援センター:松本泰典	地域振興課:久保睦夫 ◎ 地域振興課:中田伸司	企画課:山田直人	中国電力益田電力所:山野英哉	林業普及グループ:甲佐秀司(益田) (木質バイオマス関係)

※氏名の右◎は部会長

別添 10

指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
壊れない作業路網整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林に関する許可規制の緩和（規制の特例措置） ・林野庁の森林整備加速化・林業再生事業（財政上の支援措置） 	○
山林境界保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の山村境界保全事業（財政上の支援措置） 	○
体験宿泊型ラインガルテン施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用の緩和（規制の特例措置） ・農地に係る権利取得後面積の下限の緩和（規制の特例措置） ・農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（財政上の支援措置） 	○
魚道改修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の使用及び河川に関する規制の緩和（規制の特例措置） ・産地水産業強化支援事業（財政上の支援措置） 	○
産卵場造成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の使用及び河川に関する規制の緩和（規制の特例措置） ・産地水産業強化支援事業（財政上の支援措置） 	○
産卵場再生事業	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の使用及び河川に関する規制の緩和（規制の特例措置） ・産地水産業強化支援事業（財政上の支援措置） 	○
深井戸設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の使用及び河川に関する規制の緩和（規制の特例措置） ・産地水産業強化支援事業（財政上の支援措置） 	○

※ 新たに提案したものに加え、総合特別区域基本方針第5「総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画」に記載されているものについても、記載してください。

※ なお、新たに提案したものについては、「新たな提案」の欄に「○」を記載してください。

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	益田地区広域市町村圏事務組合	担当部署名	企画振興課	担当者名		電話番号		E-Mail		
総合特別区域の名称	「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」			国際・地域の別	地域	地域対象	益田市、津和野町、吉賀町			計画期間	H24.4.1～H28.3.31

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H24	H25	H26	H27	H28
1	体験宿泊型クラインガルテン施設整備事業	農村定住(二地域居住含む)促進に必要な農園付き住宅の整備、空き家の改修を実施する。	益田市	農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	新規	※ 益田市過疎地域自立促進計画(平成22年度～27年度)に準ずる。	1,000,000	500,000	300,000	200,000		
								500,000	250,000	150,000	100,000		
2	山林境界保全事業	計画的な森林管理を行うため、不明確になっている森林の所有境界を調査し明確化する。これにより、間伐や作業道開設等の作業を導入可能にする。	森林組合	国土交通省	山村境界保全事業	拡充	・高津川流域での事業の継続実施 ・森林所有者の高齢化により、このまま推移すると、山林境界に精通者がいなくなり、森林の管理に大きな支障を来す。	135,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
								135,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
3	壊れない作業路網整備事業	森林の適正な管理と木材生産活動を推進するため、作業を効率的に実施できる作業路網を整備する。また、長期間の使用に耐えられるよう、メンテナンスコストの低い壊れにくい線形・構造の作業道を開設する。	各市町、森林組合等	林野庁	森林整備加速化・林業再生事業	拡充	・事業期間の延長 ・ナラ枯れ・鳥獣対策等のための広葉樹林への路網整備	468,000	93,600	93,600	93,600	93,600	93,600
								468,000	93,600	93,600	93,600	93,600	93,600
4	魚道改修事業	稚アユの遡上が困難な魚道を改修する	高津川漁協	農林水産省	産地水産業強化支援事業	拡充	改修が必要な魚道が多く残っており、魚道管理者の枠を超えて工事が実施出来る措置が必要となる	42,000	2,000	10,000	10,000	10,000	10,000
								21,000	1,000	5,000	5,000	5,000	5,000
5	産卵場造成事業	天然遡上アユ確保のため産卵場を整備し、産卵可能面積を確保する	高津川漁協	農林水産省	産地水産業強化支援事業	拡充	環境の変化から継続して実施することが重要であり、更に砂利投入等の規模の拡充が必要である。	10,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
								5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
6	産卵場再生事業	消失したアユ産卵場を、再生させるための調査設計	高津川漁協	農林水産省	産地水産業強化支援事業	拡充	アユ資源の増殖のためには、産卵場の拡充が必要であり、消失した産卵場の再生を実現させる必要がある	8,000	4,000	1,000	1,000	1,000	1,000
								4,000	2,000	500	500	500	500
7	深井戸設置事業	アユ育成施設での安定した水温の用水を確保する	高津川漁協	農林水産省	産地水産業強化支援事業	拡充	アユ資源の増殖のためには、放流種苗を安定生産する必要がある、水温の安定した用水確保が必要である。	4,000					4,000
								2,000					2,000